

特集

個人情報保護法



本年4月1日、個人情報保護法が全面施行された。そのため、顧問会社等から個人情報の取得や保有などに関する相談を受けている会員も少なくないと思われる。そこで、今月号では、個人情報保護法のポイントとともに、企業から相談を受けた場合の対応についても取り上げてみた。また、当会は、会員だけでなく、法律相談を受ける市民など非常に多くの個人情報を取得・保有する組織であるため、当会が取り組んでいる個人情報保護対策も併せて紹介することとした。



概説

個人情報保護法とは？

会員 古本 晴英

●●● 個人情報保護法の位置づけ

2005年4月1日、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号・以下では、「個人情報保護法」あるいは「法」と略する）が全面施行となった。この法律は6章からなり、第1章から第3章までは公布

と同時に施行されていたが、第4章以下の施行がこの4月まで留保されていた。

この法律は、行政、民間分野を通じたわが国の個人情報保護に関する一般的通則、基本法たる性質を有するとともに、特に民間事業者に対して具体的な行政規制を行なう法律である。民間分野でなく行政分野における具体的義務規定は、「行政機関個人情報保護法」

「独立行政法人等個人情報保護法」が制定された。また、各地の自治体には、従前から「個人情報保護条例」が制定されていることはご承知のとおりである。この法律は、これらバラバラに制定された個人情報の取扱いに関する諸法律を統括する役割を果たしている。

●●●個人情報取扱事業者

第4章の具体的義務規定の適用を受けるのは、法がいう「個人情報取扱事業者」である。「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」である（法2条3項本文）。そして、「個人情報データベース等」とは、コンピュータデータベースあるいは検索可能な紙媒体のデータベースと理解することができる（法2条2項1号、2号、政令1条）。これに従うと、民間事業者すべてが「個人情報取扱事業者」に該当しそうである。

そこで法は、データベース等を事業の用に供していても、取り扱う個人情報の量および利用目的からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを、政令によって、「個人情報取扱事業者」から除くこととした（法2条3項5号）。具体的には、まず、「過去6ヶ月以内に一度も5000件以上のデータを保有しなかった者」が除かれる。そして、この5000件について、「当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するとき」は、その個人情報の数は5000件の計算時に加算しなくてよいこととした（政令2条）。

これらの規定の解釈から、筆者は、『会員名簿』は加算の対象から除外されず、これを事業の用に供している弁護士は、すべて「個人情報取扱事業者」に該当すると主張した（「自由と正義」2005年2月号24頁）。これに対しては、様々な方面からご意見をいただき、実質的には住所、氏名のみが記載されたものとして、『会員名簿』は、5000件の通算時に除外してよいのではないかと反論も多くいただいた。本稿は、その是非の

解明が目的ではないので、ここでは実質面からの考察材料を提供するにとどめ、読者の判断に委ねたい。たとえば各種同窓会名簿などは、基本的には、氏名、住所だけで本文が構成されている。しかし、これに「K大学K学部卒業名簿」との表題が付され、卒業年度などが明記され、それ故に当該名簿の情報価値が決まり、具体的には販売ツールなどに活用されるのである。『会員名簿』もこの構成と同じである。各種名簿を営業ツールに活用する者が個人情報取扱事業者から除外されるとの結論を是認する論者はいないであろう。『会員名簿』を除外しようとする立論は、結果的に各種の名簿を事業に活用するものを「個人情報取扱事業者」から除外する結論を導いてしまい、適切だとは思えない。

●●●具体的義務規定の体系

具体的義務規定の内容は、おおよそ以下の3つに分類することができる。

- ①「取得・利用時の規制」（15条から18条）
- ②「保有時の規制（セキュリティの確保）」（19条から23条）
- ③「情報主体への対応」（24条から27条）

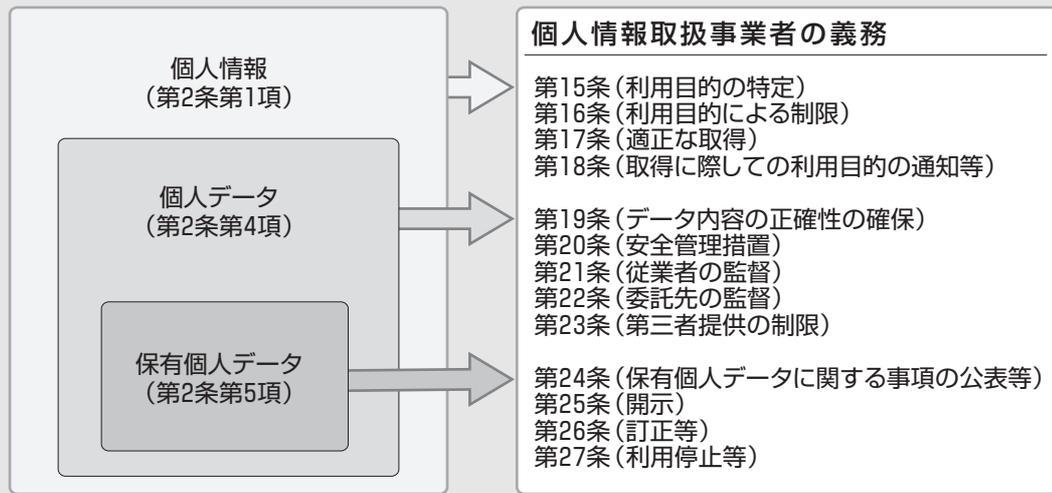
それぞれ、規制の対象となる情報の範囲が異なる（P.4図参照）。

①「取得・利用時の規制」は、「個人情報」を対象としている。「個人情報」とは、生存する特定人を識別可能な情報すべてであり（法2条1項）、かなり広い定義である。

②「保有時の規制（セキュリティの確保）」は、「個人データ」を対象としている。「個人データ」とは、「個人情報」の定義より狭く、「個人情報データベース等」を構成する1つ1つのデータのことで定義付けられている（法2条4項）。

最後に、③「情報主体への対応」は、「個人データ」よりさらに狭い「保有個人データ」を対象としている。「保有個人データ」とは、「個人データ」のうち、6ヶ月以内に廃棄せず、自らが開示、訂正等の権限を有しているものと理解すればよい（法2条5項）。

図 個人情報保護法における具体的義務規定の体系



●●● 具体的義務規定のポイント

① 「取得・利用時の規制」

最も重要な条項は、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない」とする16条1項の規定である。この法律は、個人情報を、事業者が“保有”すること自体は、厳しい規制を行っていない。すでに大量の個人情報がたくさんの事業者によってマーケティングなどに活用されている現状からスタートせざるをえなかったからと理解することができる。そこで、保有すること自体はある程度自由に認めつつ、保有するのであれば、その利用目的を厳格に特定させ(法15条)、その特定した利用目的に従って利用させることによって、情報主体のコントロールが及ぶ基礎にしたのである。そして、情報主体側からすると、いくら事業者が利用目的を定めたとしても、その目的を承知できなければ無意味であるため、情報主体が利用目的を知りうる手段を定めている(法18条)。

② 「保有時の規制(セキュリティの確保)」

最も重要な条項は、事業者に安全管理措置を義務付けた20条だといえよう。この規定は、わが国ではじめ

て情報セキュリティを法的義務化した規定と言われている。安全管理措置の具体的な義務内容については、一般には、事業者の規模、保有する情報の量や性質によって異なるとはいえる。しかし、その内容は不明確であり、実際は、漏えい事故等が起きた場合、ほとんど無過失責任に近い責任が負わされると考えられる。

第三者提供が許される場合をルール化した23条も重要な条文である。条文の構成は複雑で容易には理解しがたいが、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」(23条1項本文)との大原則を頭に入れておき、当該場面が、同意なく提供できる例外規定に該当する場面かどうかを考察すればよい。

③ 「情報主体への対応」

自己情報開示請求権が認められたことは画期的と言ってよいだろう(25条)。しかし、情報の訂正、削除は、その情報が誤っている場合しか認められず(26条)、利用の停止なども、事業者が法の規制を守らなかった場合にしか認められていないため(27条)、「持たれるのがイヤだから消してくれ」という請求は認められない。その意味で、「自己情報コントロール権」が貫徹されているわけではない。